

四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表その1中18の項を削り、19の項を18の項とし、20の項から34の項までを1項ずつ繰り上げる。

次の附則を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。